

「公共建築工事標準歩掛り」の一部改正（平成 16 年 3 月 29 日・国営計第 178 号 / 平成 17 年 3 月 31 日・国営計第 157 号）がありましたので、その主要な改正箇所を一覧いたします。

#### 平成 17 年公共建築工事標準歩掛りの主要な改正

##### 《電気設備工事》

第 1 節「共通工事」3-1-2「配線工事」の「絶縁電線」を参考歩掛りに移動。

第 2 節「電力設備工事」の 3-2-3「避雷設備」を「雷保護設備」に訂正し、標準歩掛りを改正。

第 3 節「通信・情報設備工事」3-3-7「火災報知設備」「火災報知(イ)」の「標識板」を削除。

##### 《電気設備改修工事》

第 1 節「撤去」4-1-2「歩掛り」に「表 4-1-7 撤去(絶縁電線)」を追加。

##### 《電気設備工事参考資料》

「絶縁電線」を標準歩掛りから移動。

##### 《機械設備工事》

第 1 節「共通工事」5-1-1「配管工事」の「硬質塩化ビニルサイクル三層管(RF - VP)」を「建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF - VP)」に改正。「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管(RS - VU)」を追加。5-1-5「機器搬入」の機械器具損料を訂正。

第 2 節「空調和設備工事」5-2-1「ボイラー及び付属機器設備」の「地下オイルタンク」に「地下オイルタンク鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」を追加。5-2-6「自動制御設備」の 5-2-6-1「一般事項」の「小規模な建物及び部分的な改修工事等に適用することを原則とする。」を「小規模な建物及び部分的な改修工事等に適用することを原則とし、この場合の計装工事は、第 3 章『電気設備工事』3-1-1 配管工事及び 3-1-2 配線工事による。」と訂正し、「計装工事(1)配線工事」、「計装工事(2)配管工事」、「計装工事(3)配線ラック」、「計装工事(4)銅管」、「計装工事(5)プルボックス」を削除。

第 3 節「給排水衛生設備工事」5-3-1「衛生器具設備」の 5-3-1-2「歩掛り」及び「小便器洗浄用埋設管」を削除。

#### 平成 16 年公共建築工事標準歩掛りの主要な改正

##### 《電気設備工事》

第 2 節「電力設備工事」2-3「避雷設備」の改正。

第 3 節「通信・情報設備工事」3-5「テレビ共同受信設備」「テレビ共同受信」に「衛星アンテナ」、「分配器」に「8 分配」を追加し、歩掛りを改正。「衛星アンテナ」の追加により、(注)に「2.衛星アンテナをアンテナ素子と組合わせて設置する場合は、電工の歩掛りを 0.8 倍して用いる。」を追加。

##### 《機械設備工事》

第 1 節「共通工事」5-1-1「配管工事」の「冷媒用銅管」「冷媒用被覆銅管」の銅管の肉厚(mm)の訂正。5-1-8「コンクリート工事・その他」の「その他」の数量の訂正。

詳細は下記の「公共建築工事標準歩掛り」ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/gobuid/kijun/touitukijyun/s\\_hyoujyun\\_bugakari.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuid/kijun/touitukijyun/s_hyoujyun_bugakari.htm)